

## 第30回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成23年6月13日（月）15時00分～17時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）  
副議長 豊 秀一（朝日新聞東京本社社会グループ次長）  
長見 萬里野（全国消費者協会連合会事務局長）  
清原 慶子（三鷹市長）  
ダニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
中川 英彦（前京都大学大学院教授）  
松永 真理（バンダイ社外取締役）  
吉永 みち子（作家）

（日弁連）

会長 宇都宮 健児  
副会長 木津川 迪洽、新里 宏二  
事務総長 海渡 雄一  
事務次長 相原 佳子、岡田 理樹、市毛 由美子、中西 一裕、二瓶 茂  
広報室室長 生田 康介

以上 敬称略

### 1. 開会

（中西事務次長）

それでは時間になりましたので、第30回の日弁連市民会議を始めます。今回は、今年度最初の市民会議ですので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

（宇都宮会長）

会長の宇都宮です。どうぞ今年もよろしくをお願いいたします。

（新里副会長）

副会長の新里宏二でございます。仙台弁護士会出身でございます。被災地対応の担当副会長をしております。特に、私は二重ローン問題について主に担当しておりますので、本日はその点についてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

（海渡事務総長）

事務総長の海渡でございます。

（中西事務次長）

前回から引き続きまして市民会議担当事務次長の中西です。

(二瓶事務次長)

この4月から事務次長に就任しました二瓶と申します。よろしくお願いいたします。

(相原事務次長)

事務次長の相原でございます。私は6月末で事務次長の任期が終わりますので、今回が最後の市民会議でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(生田広報室長)

広報室室長の生田と申します。よろしくお願いいたします。

(中西事務次長)

それではまず、本日の配付資料をご説明いたします。

合冊された配付資料の中の30-1から30-1-6までが議題1、「東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について」にかかわる資料です。資料の内容としては、日弁連が4月に出した「東日本大震災に関する第一次緊急提言」、「東日本大震災・原子力事故等対応関係組織図」、「電話相談・巡回相談件数」、それから、最近テレビ等でも報道されております二重ローンに関する資料ということで、「東日本大震災における二重ローン等の不合理な債務からの解放に関する提言」、「不合理な債務・生活再建エピソード集」が入っています。また、先日の5月27日に開催された日弁連定期総会で採択された「東日本大震災及び原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復興支援に関する宣言」もお配りしております。

それから30-2から30-2-6までが議題2、「司法改革の検証について(法曹養成制度と法曹人口)」に関するものです。まず、3月27日の理事会で採択されました「法曹養成制度の改善に関する緊急提言」、「当事者の声データブック」は、給費制の関係で、ビギナーズ・ネットという若手の人たちがまとめた資料です。それから、5月25日から始まりました法曹養成に関するフォーラムに関する資料として「『法曹養成フォーラム』の構成員及び開催概要」。そのフォーラムの開催にあたって日弁連が出した「『法曹の養成に関するフォーラム』の開催にあたり、議事の公開と審理の充実をもとめる会長声明」。結局、公開されることになっております。法曹人口関係で、3月27日の理事会で採択された「法曹人口政策に関する緊急提言」、それと同時に、民事司法改革についてもこの人口問題と不可分の問題だということで、「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」をお配りしております。

合冊された配布資料の他に、関連資料としてパンフレットをお配りしております。こちらのほうが中身としてはわかりやすく見やすくつくっておりますので、ご覧いただければ幸いです。「法曹養成制度の改善方策について」は、先ほどご紹介しました緊急提言をベースに作成したパンフレットです。それから、給費制の関係をわかりやすくまとめたパンフレット、「司法修習生の給費制維持を求めます」、「法曹人口政策に関する緊急提言・関連資料」は、かなり詳しく弁護士の人口問題に関係をまとめています。それから、「ご存じです

か？日弁連はこんな活動をしています」というパンフレットは、弁護士の活動がビジネス、プライベートな利益だけを目的にしているのではなくて、様々な形で社会に貢献しているということを紹介したものになっております。

それから、別冊で 2011 年度の「会務執行方針」。こちらは、今の執行部が 1 年間どういう姿勢で取り組むかという施政方針をまとめたものです。あとは、前回の市民会議が掲載された日弁連新聞と、前回の市民会議議事録案でございます。資料は以上です。

それでは、議事の進行を北川議長にお願いします。

## 2. 開会の挨拶

(北川議長)

どうも皆さん、こんにちは。今日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日は、古賀伸明委員が所用のため欠席でございます。先ほど日弁連の皆さんから自己紹介がございましたが、委員の皆さんに一言ずつ自己紹介をお願いできればと思います。では、豊さんからお願いします。

(豊副議長)

副議長をしております朝日新聞の社会部デスクの豊と申します。東京にいる頃は司法担当をしておりましたが、今は大阪にいまして、夏の 8 月 6 日に向けて、被爆国で原発事故が起きたことをどう考えたらいいかという企画を仲間とやっております。またいろいろ勉強させていただければと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

(松永委員)

バンダイの松永と申します。私は料理ボランティアの会をしておりまして、被災地に料理を届けるということもしております。今日の議題にあります。法曹界ももう少し動きをきちんと PR していただければいいのではないかと考えています。

(長見委員)

全国消費者協会連合会の長見と申します。よろしく願いします。私たちは、消費者の側からということで、活動しています。東北、北海道もそうだったんですが、エネルギーが震災後 1 か月ぐらい大変不足して、ガソリン、灯油がなく、まだ寒い時期でしたので大変でした。何が原因なのかというのがはっきりわからないというのが現地の声で、それをできるだけいろいろ各方面に働きかけをするというのが、私たちの役割でした。以上です。

(中川委員)

中川でございます。第 1 回から参加させていただいておりまして、今回が第 30 回ということで、ずいぶんになるという感慨です。その間、会長も何度もおかわりになりまして、日弁連の体質もだいぶ変わってきたなと感じております。あたたかく見守りながら、言うべきことは言うというのがこの会議の趣旨だろうと思っております。

私もたまたまいわきの原発難民を 1 か月半ほど自宅に受け入れておりまして、本当に被災者の皆さんというのは大変だなということをもっと感じておりますので、本日より

いろいろお話を聞けることを喜んでおります。よろしく願いいたします。

(清原委員)

こんにちは。東京都三鷹市長の清原慶子です。私はかつて、大学教員の頃から市長になりはじめの頃まで、司法制度改革推進本部の刑事裁判員制度及び公的弁護の検討会の委員をしていました。そんなご縁でこの市民会議のメンバーにもさせていただいているものと思います。去る4月24日に行われました三鷹市長選挙ではおかげさまで当選をさせていただきましたので、引き続き三鷹市長として委員をさせていただけることを大変光栄に思います。

3月11日午後2時46分、未曾有の地震と大津波が発生いたしまして、私も三鷹市という人口18万人の自治体の災害対策本部長を務めさせていただきました。後ほどお話の機会があると思いますけれども、関係の姉妹町の支援ですとか、市民の皆様とご一緒にできる限りのことをさせていただいておりますが、とりわけ、被災地から避難されている皆様は何事かご相談があるときには、弁護士会のホットラインをご紹介したりしてお世話になっております。今後ともよろしく願いいたします。

(フット委員)

東京大学のフットでございます。中川委員同様、第1回以来、参加させていただいております。東京大学では法社会学を担当しておりますが、毎年1つのテーマとしては、質問票調査を紹介しながら、弁護士業務実態調査を紹介しております。先日、新しい調査の報告書が手に入りましたので、明後日の講義の前にそれをじっくり勉強しないといけないと思っています。それも1つの楽しみです。今後ともよろしく願いします。

(北川議長)

北川でございます。私も震災の日に仙台の商工会議所の7階にいまして、本当にグラグラときて、そのまま二泊三日の避難民となりました。

それで一国民として避難していると、一泊はホテル、一泊は県庁でしたが、ホテルの職員も自治体の職員も、本当に我を忘れて働いていらっやって、現場の対応力を感じ、この国は機能しているなということを、本当に思いました。そういう体制があればこそ、避難民の方も、本当にその場の自己が、どうやって動けばいいかということがわかり、馬鹿げた喧嘩とか奪い合いなどは一切なく、見事に機能しており、これは本当にすごいなと。この国、やっぱり民主主義も変わってくるだろうということを毛布にくるまりながら思わせていただきました。本日、皆さんのご努力の成果などもお聞きしながら、新しい時代が開けていくことを期待したいと思います。どうぞよろしく願いします。

(吉永委員)

吉永でございます。本当にまさに市民感覚しかないものですから、いつも割と浮いた意見を申し上げているのかなと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

### 3. 宇都宮健児日弁連会長挨拶

(北川議長)

それではどうもありがとうございました。第30回の市民会議を開催させていただきたいと思いますが、最初に、宇都宮健児日弁連会長にご挨拶をお願いいたします。

(宇都宮会長)

市民会議の委員の皆さん、どうもご苦労様です。今日は第30回の記念すべき会議ということで、私自身は今年の4月から日弁連会長として2年目を務めることになっています。日弁連は副会長が13名おりますけれど、1年ごとに交代ですので、4月に副会長13人、が新しい副会長になっています。第2期目に入っています。

第2期目の最大の日弁連の課題は、東日本大震災・原子力発電所事故の被災者の救済と現地の普及・復興の支援だと思っております。日弁連も3月11日に対策本部を立ち上げました。私自身もこの間、宮城、岩手、福島の方を回ってきまして、現地の弁護士会や避難所等を視察してまいりました。

現在まで日弁連は、日本司法支援センター、法テラスと被災地の弁護士会と連携をとりながら、電話による無料相談とか、避難所に出かけての無料相談を実施しております。この相談の中で浮き彫りになった課題について、積極的な立法提言、政策提言をしてきております。

その中で比較的マスコミでも取り上げられてきているのは、二重ローンの問題です。この問題については、政府でも検討されていますし、各党でも今検討されている。二重ローンの問題を解決して、マイナスからのスタートではなく、ゼロからスタートするようなスキームを提案し、何とかこれを具体化させるべく、政府、各政党等に働きかけているところです。また、現地で法律相談をしていますと、相続放棄の期間の問題が出てきます。相続放棄の期間は相続開始を知ったときから3か月ということになっていますけれど、今はとてもそういう判断ができる状況ではありませんので、この熟慮期間の延長ということを提案しています。これも議員立法をする動きが今出てきております。それから、原発の事故の被災者の救済のスキームをどうするかという問題についても提言しています。日弁連はかなり早い段階から原発政策についての提言をしておりまして、原子力から再生可能エネルギーへのエネルギー政策の転換についての提言をしてきております。いずれも、比較的マスコミ等でも報道されて、関心を持たれている問題です。

いずれにしても、この被災者の支援、救済というのは、かなり長期的な課題になるのではないかと思っております。6月11日で3か月が過ぎましたけれども、いまだに避難所等で生活されている方が非常に多くいらっしゃると。現地の状況を見ますと、政治の混迷、遅れというのは、やや歯がゆくなる面もありますが、日弁連は被災者に寄り添いながら支援活動を続けていきたいと思っております。

それから、この被災者救済を最重点課題としながらも、私たちの執行部は、市民の目線で第二次司法改革を進めていこうということを大きな会務執行方針にしております。2001年の司法制度改革審議会の意見書が出されてから、ちょうど今年で10年目の節目の年にな

ります。この間の改革の中身を検証して、評価できる点はさらに発展させ、問題や歪みが生じているのであれば、大胆に修正する。こういう方針をとっております。

今年の5月25日、後から報告があるかと思えますけれど、政府の法曹養成に関するフォーラムがスタートいたします。この中で昨年1年間、日弁連が運動してきた給費制の問題、それから法科大学院、法曹養成のあり方の問題、それから法曹人口の問題が検討されることになっています。これに対して日弁連は会内で議論して、法曹養成についての積極的な提言をしているところです。

また、5月24日には、水戸地方裁判所の土浦支部で、布川事件の無罪判決がなされました。ちょうど私が会長に就任する直前に、足利事件で菅家さんに対して再審無罪判決がなされまして、こういった冤罪事件の中から明らかになった刑事司法の改革というのが重要な課題になってきています。冤罪を生まないために、取調べの可視化の問題、検察官の手持ち証拠の全面開示、それからさらには人質司法の問題、こういったものが今差し迫った刑事司法改革の課題になっていると思います。この問題についても、法制審議会の特別部会が今月末から開かれることになっております。法制審の会議は非公開だったのですが、今回は公開で行われるということなので、この法制審の特別部会の中で、検察の在り方検討会議に引き続いて、取調べの可視化が実現するようにわれわれは運動していきたいと思っております。

いずれにしても、東日本大震災は、われわれが予想しなかった問題ですが、日本の国民全体が取り組まなければいけない課題だと思っております。法律家の専門家集団として、私たちがやれることを精一杯やっていきたいと思っておりますので、どうか、よろしくお願ひしたいと思います。本日は忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

#### 4．議事録署名人の決定

(北川議長)

どうもありがとうございました。

それでは、まず議事録の署名人を決定いたしたいと思っております。順番で、清原委員と吉永委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(承認)

それでは、清原委員、吉永委員、よろしくお願ひいたします。

#### 5．議事

(北川議長)

それでは審議に入らせていただきます。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議題 東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について

(北川議長)

まず、第1の議題といたしまして、「東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について」検討していきたいと思います。まず、二瓶茂事務次長にご説明をいただき、その後引き続き、新里宏二副会長にご説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

(二瓶事務次長)

災害担当をしております二瓶からご説明申し上げます。お手元の資料をご参照いただきながらお聞きください。先ほど会長からもご説明申し上げましたように、日弁連では、大震災当日、直ちに災害対策本部を立ち上げまして、以後、今日に至るまで本部を中心に、様々な法律、法的支援活動に関わってまいりました。

まず行ったのが、無料の電話相談です。3月の23日から、はじめは2回線、2名態勢で、その後4回線、4名態勢で、当会館の地下1階に相談ブースを設けまして、電話相談にあたってまいりました。その電話相談の内容がお手元の資料の34/128ページ以下に出ています。のべ件数でございますけれども、電話相談だけで2,336件ということで受付をしております。

また、一般の被災者の方向けの電話相談の他にも、外国人のための電話相談であるとか、あるいは女性のための専用の電話相談であるとか、あるいは中小企業向けの電話相談ということもやってまいりました。また、電話で相談ができるという被災者の方は、幾分でもまだ余裕のある方で、実際にお困りの方というのは、電話をかける余裕もないだろうということで、直ちに被災地において、避難されている避難所に弁護士が行き、そこで法律相談に無料であたるということで、今度は避難所における無料の法律相談という活動を実施しています。これについては、仙台弁護士会、岩手弁護士会、福島県弁護士会、あるいは千葉県弁護士会、茨城県弁護士会を中心に行ってきましたが、日弁連も他の単位会もそちらに支援に入るということで、単位会を助けながら、当連合会でも法律相談にかかわってきたということでございます。

この法律相談の内容につきましても、お手元の41/128ページ以下に取りまとめたものがございます。日弁連ではこのように電話あるいは避難所における法律相談の結果を集約し、専門の嘱託弁護士がそちらを分析して、相談内容としてどんな傾向がみられるのか、どれぐらいの件数があるかを分析・検討して、それを今後の災害対策に生かしていくということで、情報管理をしています。また、それをホームページ等で会員向けに公表したり、あるいは機関誌であります「自由と正義」に掲載したり、あるいは研修会を開いて、こういった法律相談の結果を踏まえて、今後の私どもの支援活動がどうあるべきかということで、会員の皆さんと一緒に勉強会を開いたりということでも集められた情報を役立てております。

33/128ページをご覧ください。これは現在の日弁連の災害対策の組織図でございます。真ん中にごございます対策本部、これは震災当時に立ち上がったものでございまして、会長を本部長に、副会長を副本部長ということで、こちらを中心に支援委員会、あるいは事務

局、あるいは原発・立法 PT ということで、原発関連について、あるいは二重ローンや相続放棄の延長を含む、そういった今後の立法提言を専門的に扱うセクションも、本部内に設けて、組織的に取り組んでおりますのが、今日弁連の対応状況でございます。

今現在はこういった形で対応しておりますけれども、会長からもご説明がありましたとおり、当初からマスコミの皆様、あるいは一般市民の皆様から、日弁連の取組みについては、かなり関心をもっていただいています。いわゆる二重ローンの問題につきましては、会長が岩手を視察した折りの、「平成の徳政令」というご発言をもとに、今日まで取り組んできております。この二重ローン問題については、マスコミ各社に取り上げていただき、今は既にご存じのとおり、民主党、自民党、公明党にそれぞれ対応策を協議いただいているところでございます。

また、相続放棄の延長問題につきましても、今、ご検討いただいている最中と伺っております。また、その他様々な問題につきましても、こちらで集めた様々な相談内容等を踏まえて、緊急を要する立法的な課題、あるいは政策をまず優先して、議員の皆様や政党、あるいは所轄官庁のほうに私どものほうからお願いに伺わせていただくということで、毎日積極的に運動をしております。

それから、本部の名前に「原子力発電所事故等」とついているところからも、ご理解いただけたらと思いますけれども、今般の福島県における原子力発電所事故に伴う災害は、現在も進行中でありまして、当然、他の被災地とは異なった対応を求められるということで、非常に難しい問題がございます。この点につきましても、日弁連では、原子力 PT、先ほど組織図でご覧いただきました専門のセクションを設け、長年にわたって原発訴訟にかかわってきた弁護士、あるいは環境問題、公害問題に長年取り組んできた弁護士委員の先生方にお集まりいただき、様々な意見書等を出しております。お手元の資料で申し上げますと、原発関係で申し上げますと 49/128 ページに掲載させていただきましたような宣言案を出しております。また、順番が逆になりましたが、本震災に取り組む第 1 番目の緊急提言としては、4月14日に、「東日本大震災に関する第一次緊急提言」を出しております。

原発につきましては、今現在、文科省にて今後の救済に向けての指針づくりがされております。文科省の対策室に対しましても、日弁連の調査の結果も踏まえてご意見を申し上げさせていただくということで、調整をしているところでございます。

また、これからはおそらくかなりの数の原発事故をめぐる、紛争解決ということが必要になってくるかと思いますが、その仕組みをどのようにつくっていくのかについても、日弁連として積極的にかかわるべく様々なご提案を申し上げていくということで、今準備をしたり、いろいろと協議をしたりということで、日々活動しているところでございます。

これからはおそらく、今までのように各被災者の方が避難されているところをこちらから回って、巡回法律相談という形で法的な支援活動をするというよりも、仮設住宅、あるいは生活が落ち着いてきつつある被災者の方に対して、ある種継続的な法律相談、あるいは継続受任ということを中心とした法的な支援が必要になってくるかと思っております。そうい



う意味で、例えば仙台弁護士会においては、震災対応のADRの機関を弁護士会内に設け、かなりの件数が来ているということですが、そういった取組みを始めているところでございます。今後も日弁連としては、各被災単位会のご意向、そして何よりも被災者の方の現状を踏まえながら、法的なアドバイスや支援ができるように、その仕組みづくり、あるいは人的・物的な準備をさせていただくということで、検討しているところでございます。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、新里副会長、お願いします。

(新里副会長)

では、新里から説明させていただきます。先ほど申し上げたように、私は仙台の弁護士でございます。仙台といっても、私の住んでいるところは青葉区ということで、津波の被害の少ないところでしたが、同じ仙台市内でも若林区のあたりに行きますと、大木が流れていたり、大変な津波の被害でございました。

そんな中で仙台弁護士会では、3月23日から、日弁連、法テラスと協力して電話相談を始めました。また、36/128ページにもありますように、4月29日から5月1日の3日間で全国の弁護士のべ300人に宮城県の95か所の避難所に入ってください法律相談を行いました。相談件数が956件となっております。その内訳の中で1番にある不動産所有権に関するもの、それから9番のところにある住宅・車・船等のローン・リースにかかわるもの、これはまさしく津波で家が流された、土地が水没したという被害でございます。阪神・淡路大震災のときは賃貸の被害相談が多かったんですが、今回は圧倒的に家が流されたという相談が多いということで、私たちが二重ローン問題を頑張らなければいけないという理由は、こういった地元のこの声にあります。

土曜日に市民団体が開いた二重ローンについての緊急の集会がございました。その際に山田町の駅前で大きな食堂をされてきた方に来ていただいたのですが、この方は全て流されてしまったそうです。それで、設備投資といいますが、食堂をつくるためにした借金が、今1億円あるそうでございます。これが全然目処が立たないということです。ただ、彼自身は何とか代々受け継いできた店なので、食堂を再開したいという大きな希望を持っていらっしゃいました。

それからもう1人、気仙沼の船大工の方も来ていましたけれども、この方は工場がほとんど流されてしまったそうで、負債は2億5,000万円とおっしゃいました。従業員は17人で、今は皆さんに休んでもらっているということでした。何とか国を頼りにせず、頑張っていかなければならないというお話でした。そういう地元で本当に頑張っていらっしゃる方、それをどう、やっぱり国全体として支援していくのがカギなのではないかなと思っております。

日弁連が出している二重ローンに関する提言のポンチ絵が37/128ページにございます。先ほどお話のあったとおり、岩手、陸前高田、釜石、大船を視察した上で、岩手に戻ったときに、平成の徳政令的な施策、ゼロから出発、それから希望を与えるような政策が必要

ではないかということをごきかけにしてそれを政策提言にしてきたということでございます。

そして、38/128 ページをご覧ください。下のほうですけれども、結局、全部なくなっているものですから、破産の手続をすればもうゼロなんですね。ですから、ゼロの人が破産をしなくてもいいような仕組みにしてくださいというのが、特別な債務者の方に便益を与えているかということ、そんなことはないんじゃないかと。ただ、破産による負のダメージ、心理的なダメージ、新しい融資が受けられなくなるなどの関係があります。それから、一番は保証人のところに行くのではないかと。それを何とかしてあげることによって解決の目鼻をつけてあげられないだろうか。破産の手続によらない簡易な免除の仕組みがつかれないかというのが、このいわゆる二重ローンという問題でございます。これは阪神・淡路大震災のときにも同じ問題ができて、阪神・淡路大震災のときには、土地に価値があり、その同じところに家を建てようとする。いわゆる土地の担保力で上に建てようとしたんですけれども、二重ローンのところについては解消に至らなかったということがあって、その後に破産のほうが多くなってきたと言われております。

今回は二重ローンと言いながら、新しいローンを組めるのかということ、私は組めない人のほうが多いと思っております。例えば、代替地のところに賃貸の住宅、そして生活が落ち着いたところではじめて建てようかという気運が出てくる。その意味では賃貸住宅に住みながらも、この住宅ローンが大変な重荷になっている。それを解消するような仕組みがとれないのか。それからさらに言えば工場を再生するために、古い債務をきちんと免除できないだろうか。

実は、私、3月31日に南三陸町にお邪魔をしました。当時、私は仙台弁護士会の会長でして、法律相談のかかわりで行ったわけですけれども、地元の南三陸町の町長さんが、何とかこの町が再生するためには、雇用の場が確保されなければならない。雇用の場というのは水産加工業ということですね、働き場所なんです。それを再生するためには、やはりいかに新しいローンにしてもらってもだめだと。旧来の債務をきちんと免除するような仕組みにしてくださいということでした。

最後になりますけれども、40/128 ページのところを見ていただきまして、今、日弁連が考えているスキームでございます。まず債務者の方から、例えば罹災証明書という簡単な手続、書類で債務免除の申立をしていただく。そして、一定の基準、これは法律でやるのか、ガイドラインでやるのかというのがございますけれども、基準の定めと、それに見合った場合には免除していただく。そうすると、金融機関が傷みますので、預金保険機構、今法律の改正案が出ておりますけれども、金融機能強化法という形で、金融機関の経営者の責任を問わない形で資本注入をするという形での金融機関の支援だったり、無税償却をする。または、金融機関を支援してやることによって、債務免除を勝ち取っていくような仕組みをつくれませんか。そして、争いのある場合については、裁判外のADRという、そういうところに機能を持たせている。一番大事なものはその中であつせん案に対して金融

機関に対する拘束力を持たせることです。金融機関がのまなければそれまでであってはいけない。ですから、金融機関の支援策と共に、きちんと免除ができるような仕組みをつくれるかどうかというのが課題です。

そして、繰り返しになりますが、保証債務の解除の問題、それから災害でいろいろな国の給付金がありますけれども、これをやっぱり保有できるような仕組みにしてあげないといけないのではないかと。今、三党案が出ておりますので、今週からその調整が図られるということで、非常に今緊迫したところでございますが、やはり買い取り機関をつくるということになると、それに公的なお金を入れなければならない。それをどう市民の声の中で財務と闘って大きな仕組みがつかれるかどうかというのが、今問われているところだと思います。ぜひお力をお貸しいただければと思います。以上でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。ADR の効力ですとか、そういった仕組みについて少し補足をいただけますでしょうか。

(新里副会長)

ADR というのは、裁判外紛争解決機関ということでございます。例えば今、弁護士会の中に ADR センター等があって、申立を受けて、そこで解決をするような仕組みができています。ただ、普通であればあっせん案を出して、私はのまないよという場合は、それで終わってしまうわけですね。例えば今、金融 ADR 法に基づく ADR というものがありまして、それを各地の弁護士会、東京三会を含めた弁護士会で委託を受けております。その際には弁護士会の ADR に申し立てられた場合については、ADR に協力をする。いわゆる出頭して協力すること、それから資料を出すこと、そして、和解案に対して尊重する義務というもの、そういう契約を定めて、それだったら機能するよねという格好で進めているということでございます。

ですから、今回金融 ADR という仕組みを使うのか。新しいスキームを使うのか別個にして、そういう金融機関に対する一定の拘束力というのを定めていくことで、解決も早まるだろうと思います。さらに言えば、交通事故紛争処理センターというのがございまして、これも弁護士を派遣しているんですけども、この中でも保険会社のほうに片面的な拘束義務というのが定められていることで、非常に機能していると言われております。

(北川議長)

ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。それぞれ委員の皆さん、どうぞ、ご発言をお願いいたします。

清原さんおっしゃっていただいた防災協定など、大変機能したと思うのですが、いかがでしょうか。

(清原委員)

三鷹市の場合も、福島県の矢吹町と 40 年以上にわたる姉妹町関係にありまして、昭和 60

年でしたか、災害時の相互応援協定を締結いたしました。本来は、東京都三鷹市のほうが、首都圏直下型地震、東海沖地震で被災するであろうということで、福島県の矢吹町が応援をしてくださることを想定して、遠隔地の市町村同士がこういう協定を結ぶことが有効であるということで結んでいたものです。3月11日、矢吹町では震度6弱の地震で、沿岸部では福島県の場合は、原子力発電所の事故がありましたし、また岩手県、宮城県では深刻な大津波被害でございましたので、そちらの報道が先行したのですが、ようやく矢吹町と連絡がついたときには、町内の1万1,000棟のうち、約3,000棟が全半壊あるいは一部損壊となり、上下水道は断裂し、稲作用のパイプラインは全く機能しなくなっているという状況でした。4月11日以降、三鷹市では1週間大体4人から6人の職員を50人以上、のべにすると300人近く、派遣しています。

先ほど不合理な債務からの解放の流れという積極的な二重債務を解消するための枠組みを日弁連でご検討され、政府、各政党にまでよびかけていらっしゃるということは、大津波の被害を受けられて、本当に全く不動産、あるいはその他の設備等がなくなってしまった地域、それがまず念頭にあっての基本的なご提案だと思っておりますけれども、私の知り得ている限りは、こうした内陸部でも地震においてかなりの被害が起こっております。つい直前まで水戸市長をされていた加藤さんにもお会いしましたが、やはり庁舎をはじめ多くの震災による被害を受けているそうです。こうした場合にもおそらくニーズ的には大なり小なり、こうした復興のための二重債務、あるいは多重の債務からどう復興に向けて取り組むかということがありまして、そういう意味では何か、被災地によって支援の差が発生しないような枠組みにしないといけないと思いました。

それからもう1つは、私どもは、三鷹市だけでなく、東京都内の各市区でもそれぞれの姉妹関係あるいは災害時の応援協定を交わしているところに職員を派遣していますが、災害救助法等に、こうした関係で職員を派遣するということが、明確に自治事務というか、自治体の権限として明記されていないという法の不備も発見されまして、東京都の23区と26市からなる東京都市区長会では、国に対してこうした災害時における自治体間の相互支援について、適恰な災害救助法および災害関連法の整備も必要ではないかと考えております。しかも、職員派遣にかかる経費について、全く自治体の負担になるのでは、一時期はできても、これだけ復興支援が長期にわたって必要な場合には、継続ができないので、やはり国において有効な自治体間の相互支援を保障し得るような財源措置も考えるべきであるという要望書は出しているんですが。

いろいろ自治体の立場から見ると、今回、日弁連さんがせっかくやっていたいたポジティブな面について、まだまだ具体的な課題は出てくるとは思っておりますけれども、私自身も仙台市の若林区の荒浜地区を視察させていただき、何も無いのではなく、瓦礫だけがある、そのところをどのように復興していくかということについては、未来に展望が持てる枠組みが直ちに示されなければなりませんし、そのことによって始めて市民参加型の復興再生のまちづくりができると思います。この二重ローン、あるいは多重債務に関

する枠組みを日弁連さんから提案していただいて、私のような自治体の立場で言うのは僭越ではございますが、国に覚悟をしていただかなければいけない部分があるのではないかなと思います。自治体は限られた財源の中でやっていかざるを得ないという気持ちにはなっておりますけれども、自治体の力では、特に被災地自治体はほとんど動きがとれないのではないかなと拝察しているところです。

(北川議長)

清原委員のほうに、「派遣して市費で負担しているでしょう。訴えますよ。」ということになったりはしないのでしょうか。

向こうから来たときに受け入れますね。「これ、市費ですね。」と。そうすると、「あんたをそういう意味で市長に選んでいるわけじゃないし、市役所というのは何なんだ。」という、こういう議論はないのでしょうか。少し極端な言い方をしてすみません。

(清原委員)

それについては、国難でございますから、一応国のほうで現時点で派遣した場合には、一定の補償をするということになっています。また、自治体間の契約、災害時の応援協定については、市民に隠しているわけではないので、もう1つは、全国市長会及び東京都市長会からも相互支援ということについてはありまして、今たまたま私が例示いたしましたのは、姉妹町との関係でございますが、全国市長会のネットワークの中で、三鷹市を含め東京都の26市は、例えば岩手県大槌町に派遣したり、釜石市に派遣したり、三鷹市の場合は宮城県仙台市にゴミ対策課の職員を3人1週間派遣して、災害廃棄物の処理に応援を出しています。これは姉妹関係がなくても、全国市長会のネットワークの中で自治体間でやっていることなんですね。それを住民訴訟で市長、災害時の応援まで認めて投票したわけじゃないという問題がでるかもしれないということですが、今のところは訴訟は起きておりませんが、厳密に考えたら、先ほどの災害救助法等の関係がございますので、ぎりぎり、解釈で今成り立っております。早くそのほうも法律的に認めてもらわないといけない事態ではあると思います。

(北川議長)

ということになると、弁護士会の皆さんともそういう相談いっぱい出てきて、例えば避難所から避難してきて、三鷹で預かったと。その方が亡くなったら、焼き場は誰が保障するんだとか、その費用は誰がという困難な問題というのはいっぱい出るんじゃないですか。そういうことでしょうか。

(清原委員)

そういうことだと思います。

(北川議長)

ローンの問題、民間の問題もそうですけれども、パブリックの問題もあるという、そういうことですね。

(清原委員)

そうです。ただ、今は総務省のほうから通達がありまして、被災地から全国の各自治体に住民の方が避難されている場合には、自主的にそれぞれが避難している自治体に申し出ていただきまして、それを登録して全国の被災者のネットワークをつくっています。なぜそういうことをするかというと、今、北川議長がおっしゃいましたように、当然の事ながら、住民票を持っている元の自治体で様々なその方の権利保障等、あるいは社会福祉等々のサービスを提供している。それが滞ってはいけないので、誰がどこに今避難しているかということ把握してサービスの提供をするように、きちんと全国的な被災者ネットワークということをつくってはいるんですね。

ただ、これは申告制ですから、申告をされていない方もいらっしゃる可能性があります。現に三鷹市では実体的には多分 100 人近くいらっしゃると思いますが、そのネットワークに届出をしていらっしゃるの 50 人を超えたあたりです。しかし、公教育を提供するというので、教育委員会に届けていただいたりしております。そういうことなどを鑑みますと、議長がおっしゃったようなことでいえば、その方の権利保障、あるいは医療保障、年金保障、そういうことについて、住民票を移していらっしゃるにしても、その避難場所把握できるように、住民票台帳登録をされている自治体が把握できるように、全国的なネットワークは、総務省主導で既に立ち上がっています。

(北川議長)

新しい問題がたくさん出てきたと思うんですね。基本的な人権は一体じゃあどうやって守られるのかという、余計のこと言いましたけれども、自治体としてそういう問題がやっぱりあるのだろうと思います。

(宇都宮会長)

弁護士会の相談も、基本は被災地に行って避難所で相談するというのが、一番基本になっていますけれども、実は、今の福島の方を中心に、それ以外の県に相当避難されているんですね。そうすると、新潟なんか数万人に及んでいるようですけれど、新潟県弁護士会が新潟のほうに避難されている方の相談をそこでやっている。埼玉なんか福島双葉町の町民が避難してきた埼玉アリーナや、加須市の高校まで行って、埼玉弁護士会が相談を行っている。こういう対応はそれぞれの地域で行っています。

聞くところによりますと、沖縄にも避難されている方がいらっしゃるようで、その地域の地元の弁護士会は、避難者の把握をしたところで、出かけて行って相談をやっている。被災地の避難所で生活されている方が一番情報弱者で、電話相談などもなかなかできない方が多いので、一番メインなのは、こちらのほうに被災地の弁護士会と法テラスと、全国の弁護士会が声をかけて出かけていってということなんです。

(北川議長)

それでは、どうぞ。

(フット委員)

会長の話と関連しますけれども、法律相談体制、うまくいっている部分と、まだ足りな

いといいますか、さらに充実していかないといけない部分について聞かせていただきたいと思います。またその関連で、例えば法科大学院の大学院生で、ボランティア活動をしたいが、現地にはなかなか行けない場合に、東京にいながらにしてバックアップというのか、サポートしていくようなことも可能なのでしょうか。おそらく学生の間でできることがあれば、ぜひ協力したいという人も大勢いると思います。

(宇都宮会長)

東京もいくつか避難所がありまして、そこには東京の3つの弁護士会が出かけて行って、相談をやっていました。それで、法科大学院生が来られているかどうか分からないのですが、少なくとも修習生などは、修習生を預かっている弁護士さんに同行している方が多いのではないかと思います。

それから、私自身も感じたんですけど、現在までの相談というのは、いろいろ悩みとか不安を抱えていますので、それをよく聞いてあげて、アドバイスをして、不安を解消して、ある意味では、心のケア的な相談がかなり重点だったかなと思うんですが、これから避難所から仮設住宅に移ったりして、自分の生活を取り戻すようになると、具体的なトラブルの解決が必要になってきますので、ただ相談だけでは終わらない。そうすると、先ほど新里副会長が言っていたように、ADRとか具体的に調停を申し立てするとか、そういう紛争を解決する課題が、これからどんどん出てくるのではないかと。それに対する対応をどうするかという、新たな課題も出てくると思います。

それから、原発に関しても同じような問題で、いろいろな相談は受けてきましたけれど、現実的に原発の被害救済をやるとなると、これは何十万件という被害者の相談を具体的に解決することになります。これを1つ1つ、訴訟でやっていたら大変なことになるのではないかとということで、原発の被害者全体を迅速に救済するようなADR、そういう構想を今提案している。具体的なトラブルの解決をするのが、次の段階に必要ななってくると思います。

それからさらには、個別的な解決と同時に被災地の復旧・復興をどうするかということについても、専門家集団としていろんな提案をしていく必要が出てくるのではないかと思います。やっと今、被災地、特に岩手や宮城は、仮設住宅が建って移る人が出てくる頃なので、その間に不安なことがたくさん出てくると思います。3か月過ぎたら相続の放棄がもうできなくなるのか、隣の境界線の問題、様々な相談がありますけれど、今差し迫って対応するのは、こういうことを心がけていけばいいですよというアドバイスのようなものが今求められている。しかし、トラブルの解決になると、これは大変な量と数になると思います。それに対するスキームをどうするかということが次の、その点はこれから日弁連が検討しなければいけない問題です。

(相原事務次長)

法律相談体制のこれまでのところについて、簡単にお話ししておきますと、3県のうち、新里副会長の仙台にはかなりの人数の弁護士がいます。約360名。それに対して岩手のほ

うが約 80 名、福島も支部に分かれていまして、結局、被災 3 県によって、体制がだいぶ違います。ましてや、沿岸部のほうに関しては、弁護士のあまりたくさんいない地域があります。岩手県に関しましては、盛岡の付近は全く無事であったわけですが、被災地までご存じのとおり、2、3 時間かかって行くというような状況です。今、岩手に関しましては、青森とか秋田とか、近県の弁護士、近くの弁護士会から応援に行きつつ、地元の弁護士たちもフルに回転してやっております。福島に関しましては、ちょうど原発の場所がありますので、行き方が難しいんですけども、こちらも東京三会から継続的に要請を受けて行っております。今、会長も申し上げましたとおり、最初の段階では交通事情でなかなか行けなかったんですけども、行けるようになってからは、一時期は大阪からも飛行機の便が飛べましたので、緊急的に大阪のほうから行ってもらったり等しています。特に阪神・淡路大震災で非常に詳しい弁護士、非常に対応がとれる弁護士がいましたので、行っていただいたりしました。

その後、これからに関しましては、民事扶助の絡みからいきますと、今までが法律相談として、特に情報提供、いろいろな情報、つまりいろんな行政からのいろんなものが当事者に入らないのを 2 人 1 組で行って、1 人がパソコン持って、1 人が何が聞きたいのというので、それを情報提供する、それから相談にももちろんのりということでした。そういう合わせ技で、総計数 1 万 7,000 件ぐらいの相談には応じています。3 県以外も含み、それからまた地方とか、トータルのところはまだ把握できていないんですけど、2 万件近い法律相談にはのっています。

ただ、今後、おっしゃるように相談の内容が変わってくるでしょうし、それに応じた Q & A もつくっていきたいと思っています。これからが本当に問題としては本格化してくるのではないかなと思っています。

(新里副会長)

今、ロースクール生が相談に参加できないかという話が各地からも出ております。特に、夏休みになったりすると、現場が残念ながらまだ残っているんですよ。私は、それを見るというのは、大きな今後のどういう法律家を目指すかという意味ではインセンティブになるので、ぜひ見ていただく機会をどうつくっていくかというのはどんな形でもやりたいなというふうには思っておりました。それはもう少し詰めてからになります。

(中川委員)

今のお話を伺っていて思ったんですけども、結局、被災者支援、被災者といいますが、本当にいろんな方がいっぱいいらっしゃるんですけど、特に、あの地域は地理的に縦長なんです。しかも交通が不便だという特殊事情がありまして、その辺りが神戸とはだいぶ違うと思うんです。それからまたお亡くなりになった人の数も違いますよね。

先ほどもお話に出た相続問題についてですが、今日、テレビ観ていまして、毎日亡くなったと思われるご亭主にメールを送っているという奥さんの話が出ていました。毎日です。早く帰ってきてくださいと。ご飯用意してありますからと。そういうことですから、相続



の死亡の届出をする気にならないということなんですね。だから、その辺りから話が止まっているというか、始まっているというか。手続まで進む心理状況になっていないという、非常に特殊な事情があるなど。これは相当時間がかかる問題ですし、それを無理やりどうこうしろということもできませんよね。

そういうことを考えますと、私はやっぱり日弁連中心なのかどうか別としまして、やっぱり法律問題に関する全国救済センターのようなものをぜひ立ち上げていただきたいと思いますね。それには、地方の弁護士会、もちろん日弁連を核にして、ほかいろんな専門家の方もいらっしゃると思いますから、そういうものをつくって、相談者に最も適切な人間と情報が提供できるような、おそらく IT を最大限利用しなければいけないような気がしますが、幸いそういうネットワークは、これから発達していくと思いますから、ネットワークを利用したそういう全国的な救済センターのようなものをお考えいただきたいなと思います。具体的にそれをどういう形で、費用もかかることですし、大変だと思っただけで、今のような態勢ですと、マンツーマン、非常に属人的であり、かつ、断片的になってきますので、ちょっと効率が悪いような気がするんですね。だから Q & A なんかも、むしろ積極的に相談の結果、こういう問題が出ていますということを被災者のほうに先に問題点を知らせ、その解決の方向というのは、こんなことじゃないですかということをごんごん先行的に情報をインプットしていくということになれば、安心につながっていくのではないかと思いますけれど、何かそういう少し前向きの活動を考えていただいたらどうかと思います。

(宇都宮会長)

最初の基本的な Q & A 的なものは、実は日弁連というのは阪神・淡路大震災を経験した兵庫、中越沖地震を経験した新潟、そういうところ積み重ねがあります。そこで足りない分は津波被害と原発の被害なんです。それで、ある程度の問題は早い段階で現地の被災地の弁護士会にもマニュアル的なものは送りました。私が行ったときは岩手の釜石とか陸前高田などの避難所には、岩手弁護士会がつくったポスターがちゃんと貼ってあって、例えば一般の弁護士だと、しょっちゅう災害救助やっているわけではありませんので、被災者生活再建支援法とか、災害救助法とか、そういうことがわからないんですね。建物が全壊した場合は、被災者生活支援金は上限 300 万まで補償が受けられます、半壊はこうだと。それからあと、身分証明書とか、通帳をなくした場合はどうか、基本的なことはポスターをつくって、すべての避難所に貼っているんです。そういうことはしていますが、これからトラブルを解決するとなると、やっぱり沿岸部にちゃんとそこに弁護士がいて、日常的に相談にのって、かつ、解決機関も本当は盛岡の裁判所ではなくて、陸前高田とかそういうところに出ていった解決機関がこれから必要になるのではないかと思います。日弁連はこれまで弁護士過疎問題にずっと取り組んできて、宮古とか釜石にはひまわり基金法律事務所というのもあって、彼らは事務所が流されたんですが、そこにおいて被災者の相談もやっています。ただ、陸前高田には弁護士いなかったんです。大船渡にもいなかったんです

けれども、今度大船渡のほうにはひまわり基金法律事務所をつくるようになりまして、それから岩手の弁護士会の要請で、陸前高田ですとかそういうところにも、法律相談センター、拡張型の法律相談センターをつくって、そこに弁護士が出かけていく。相談だけでなく、事件を受任してトラブルの解決をするような弁護士を現地に配置するという活動がこれから必要じゃないかなと思っております。

(中川委員)

私、福島の方を受け入れていまして思ったのは、東北の人というのは、非常に地域融合型というか、地域の結合、コミュニティを非常に大切にされまして、それに寄りかかっているといえますか。だから、こういう事態のときに、法的に物を解決しようというところになかなかいかないですね。お互いに助け合っという、こういう感覚になってくるんです。だから、弁護士白書なんか拝見していると、被害6県で700人ですか、弁護士さん。そんな数なんですね。非常に、日本でも一番少ない地域ですから、これだけの方でいろんな、受任事件になれば、相当これは時間もかかりますね。できるのかなというのが、まず第一の私の印象でして、そういう意味でやっぱり全国的な支援の形にしないと、ちょっと、しかも地理的な困難性なんか考えますと、そう簡単にはいかないなという感じを持っています。

(吉永委員)

電話相談とか、今回の災害で皆さんが一生懸命働いていらっしゃるということは、本当によくわかりますし、大変必要なことだと思うんですね。ただ、今回は未曾有な出来事というか、私たちの考えているものを超えた事態だと思います。普通、今までは問題のある人が法律相談をする、でも、問題があるんだけど、アプローチがしにくい人に何とか近づこうという、こういう努力だったと思うんですよ。でも、今は全員に法律相談が必要なわけですね。全員に法律相談が必要なんだけど、そのときに運良くそこに相談をした人とか、運良く誰かが来てくれた人だけが救われるという状況になっている。もし私があそこのあたりに住んでいて、家も何もかも流されていたとしたら、この状況が当たり前になっている。だから、異常な事態というか、未曾有の出来事が起きているのに、やはりその対応が平常時の枠をどれだけ広げるかという形での対応になっているような印象があるんです。ですから、ものすごく大変だと思うんですけど、やっぱりそれでもほとんどそこで救済できない人が増えていってしまうということが残念ながら生まれてしまうのではないかなという気がするんですね。

やはり今は平常時の法律相談ですよ。平常時の枠をどれだけ広げてもらえるかという考え方で対応するしかない。私はこの国で国民をやって、こういう天災があったとき、あるいは原発事故があったときに、私たちの人権というか、私たちは何を守られるんだろうかということがよくわからないんです。諦めるしかないのかなというふうに思っている人もたくさんいるような気がします。

さらに、福島の話になると、もっとそれに複雑なものが絡んできてしまうような気がし

ます。ですから、本当に今個々に対応するのも、もちろん重要だと思いますが、そうではない、もう一つ、この国は憲法もあるわけだから、憲法だったら私たちはそういうこと守られているはずだと思っていたんですよ。でも、それが今回いささか心許なくなっているという気がしています。特に私は福島に関して言うと、たまたま私の友人が双葉に結構いまして、双葉の原発から2キロのところに住んでいる人と割と親しくしている。1人は歯医者さんなんです。1人はそこで塾をやっていた女性なんですけれども、結局そこで家は無事でした。家は無事だから、結局ローンがあっても、流された人と無事な人ってまた違ってきちゃうんですよ。でも、流されなかったんだけど、結局はこの家はもう一生使えないとなったら、流されたのも等しいわけだけれど、形は残っているんですね。結局は何年帰れないということを言わないから、自分たちが来年帰れると期待している人と、もう一生帰れないと諦めている人では、そこで全く変わってしまっているんですね、対応がね。

それで、特に彼女は、私の知り合いは2人とも福井県にたまたま縁故をたどって行っているんです。となると、結局は行政の避難所単位で動いていれば、いろんなそういう相談の窓口とかにアプローチしやすいんですが、個々にあちこちに行った人というのは、どうにもならない。早く自分の今いるところの住民票を取って移転するかといったら、これもなかなかやはり生まれて育った土地ゆえに、もしかしたら2年ぐらい我慢すれば帰れるかなと思っているのに、それができにくい。

そうすると、今住んでいるところの住民サービスとしてもなかなか遠慮がちになってしまったり、双葉は役場の機能が埼玉県にあるんですけれども、なかなか体育館に電話しても通じないとか、そういうことがあると、本当にどこにも属していない住民になってしまっているような状況なんです。実際にそうなってくると、歯医者さんみたいな仕事ですと、そこにお客さんもそこにいますし、医院もそこにありますから、新しく今いるところの福井県の町でやろうかといったって無理なんですよ。そうすると、職業選択の自由すらなくなってしまうし、本当に健康で文化的な最低限度の生活というのは憲法で守られていたはずなのにもうどういうことかわからない。12日の水素爆発があって慌てて次から次へと転々としたんですけれども、そうすると私はどの程度被曝しているのかということすらわからない。私はもう既に今健康被害を受けているのかもしれない。でもこれが10年後に出るかもしれないし、5年後に出るかもしれないという、本当に私は健康で文化的な最低限度の生活を保障されていなかったんだということにあって、生存権、財産権、職業選択の自由もなければ、そういう様々なものが、全くこの国に生きていても保障されていなかったという現実気がついた。これ本当に原発事故というのは、本当にこういうことが1つ起きると、人権侵害のオンパレードなんだなという気がするんですね。でも、結局はその原発の訴訟というのは、いつもこのことが話題になっていたにもかかわらず、常に今起きている様々な憲法違反と思えるような事態に対して、司法がいつもゴーサインを出していたような、そういう感覚すら私の中にはちょっとあるんですね。結局原発の停止な

んていうのは、今まで2回ぐらい出たけれども、結局すぐに控訴審でひっくり返されてきているわけですから、そのときに想定されたものが、全部今起きていとなると、本当にこの国で生きていて、私たちは何と何と何と何が保障されているんだということを全国規模で教えてもらえば、例えばそこに照らして自分の今の状況を法律相談するなり、あるいはそこから自分たちは何を求めていったらいいのか考えられる。大きく法のくくりとして、個々の対応ではなくて、もっと安心できる何かの枠組みを、今までとはまた違うところの深さで教えてもらうにはどうしたらいいんだろうかという、素人だと今途方に連れて、この国でいつ何時何があるかわからないときに、今までは何となく脳天気にも暮らしていましたが、私も同じことが降りかかるんだなということが、司法で守られているという安心感が極めて揺らいでいるような状況なんですね。だから例えば個々の対応ではなく、法を守る日弁連さんとしては、何かもっと大きなところで安心感、それを持っていけば、例えば今の状況に対してここに照らせば、あなたはこういうふうを守られますよみたいな、このところは大丈夫ですよみたいな、そういう指針がほしいなというような気がします。また、ADRとかそういう言葉はあまりわからないから、もうちょっとわかりやすい言葉にしてもらうことも必要かと。結構漁業とか第一次産業の方々に、本当にその土地で静かに静かに暮らしていて、一生懸命真面目に働いている人たちって、法律なんかほとんど今まで関係なかったわけで、問題も起こさなかったわけで。それで、全部横文字で言われて、その段階で途方に連れてしまう。自分たちでは当たり前でわかる言葉をついつい使ってしまうのですが、相手の立場に立ったやさしい言葉でしていただけたらなというふうに、そんなことを感じました。

(北川議長)

ありがとうございました。長見さん。

(長見委員)

これから弁護士さんの活躍の場として、原子力の被害のことは大変だろうと思うんですよ。私は、JCO事故のときに、原子力損害賠償紛争審査会の委員に入ったんですけど、2件だけ申告があり、そのうちの1件を担当しました。それは納豆屋さんだったんですが、風評被害で売上が落ちたというのを保障するというので、弁護士さんが4人ぐらいついてきました。あんまり厳しい制約はないんですけど、それでもやっぱりある程度損害を立証しなければならぬ、説明しなければならぬわけですよ。

それをこれから福島の人たちだけでなく、例えば静岡のお茶屋さんとか、いろんなところの風評被害含めて出てくると、この審査会のように1件ずつやるようなタイプなど、とても対応できないと思うんですね。先ほど訴訟の話もされましたけれども、これも弁護士さんがみなつく話になると思うんですよ。

これをやっぱり少しまとめて効率的にやっていかないと、一般の人たち、企業もそうですけれども、もう負担が多すぎて、対応しきれないと思うんですよ。実際に損害の判定とか金額とか、そういうものを決めていくのに非常に時間がかかって、納豆屋さん場合は

実害がなくて、風評被害だけだったんですけれど、それでも1年近くかかりました。実害だけではじめは損害賠償されるようになっていたんですけれども、それに私は風評被害はすごく影響があるからということで、風評被害を入れてもらったんです。

とにかく審査会でやっていく場合、訴訟でやっていく場合、両方とも大変な規模になると思うんです。これはやっぱり日弁連は体制づくりと、提案ですね、マスである程度処理していかなければならないということの提案、国はどういう考え方しているのかわかりませんけれども、そういうことを検討していただきたいなと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。では、松永さん、お願いします。

(松永委員)

少し冒頭でも申し上げましたが、震災への日弁連の対応が、やや地味だったように感じました。例えば今回のようにみんなが不安になったときに、改めて自衛隊に対する意識が変わったと思うんです。それは実際に2万何千人の命を救ったとか、そういう事実がリアルに伝わったからです。それと比較するということは論外かもしれませんが、本当にこうやってみんなが不安になったときに、大きなレベルで守られているというものがないと、特に政治がああいった混乱の状況ですので、法的に守られているという安心感が欲しいと切に感じました。3か月経ってもこういう状態ということを見ると、先ほど吉永さんもおっしゃいましたけれども、大きなレベルと個別レベルという2つを同時にやっていただきたいなと思います。

(豊副議長)

吉永さんの話にもあったんですが、福島原発事故という世界史に記録されるようなことが現在起きています。チェルノブイリは爆発して10日で石棺で封じ込まれたと言われますけれども、いまだに3か月経ってもまだ放射線物質が出ている状況にあります。本当にこれは避けられなかった事態なのか。そのとき、いろんな要因はあると思うんですけれども、じゃあ司法のチェックは本当に利かなかったのか、利く余地があったのかというのは、検証の余地があるように思います。それはわれわれメディアの報道も含めて検証しなければならないというふうに思っているんですけれども、宇都宮会長の下で原発PTというのが立ち上がっているかと思しますので、そのあたりの検証していただきたい。司法はどういう判断をすべきなのか、どういう立ち位置であるべきなのか。ぜひお示しいただけると、明日に向かっての指針になるかなと思いますので、1つお願いでございます。

(宇都宮会長)

今の豊さんの、原発の規制をやるところが原子力安全保安院、これが経済産業省の中にあります。これは原発推進官庁が原発を監督しようとしているから、アメリカの原子力規制委員会にならって、独立したものにすべきだという議論がありますけれども、私は司法はまさに行政から独立した機関なので、それこそ、冷静に独立した判断ができる機関だったと思います。しかし、2人の裁判官を除いて、そこが判断できなかった。

ちなみに、日弁連は、そういう危険性は、2000年に人権大会でそういう問題は指摘しています。それをなかなか司法が認めなかった。国の言い分、電力会社の言い分しか認めなかったというのは、もう一回、なぜそうだったのかというのは、司法というのが一番独立して国民の利益、権利を守る立場で判断しなければいけない、司法が機能しなかったのかという点は一回検証しなければいけないと思っています。

それから原発の被害は、今までの生活を戻してくれというのが基本になるのだろうと思っています。原発の近くで農業やっている人は、農業やれるように、元の状態にしてください。そうすると、土とか全部入れ替えなければいけない。そこでできないとしたら、違うところをちゃんと農地を保障しなければいけない。それは基本になるだろうと思っています。

また、今は何シーベルトという放射線量の地面の調査ばかりやっていますが、体内被曝の調査はあまりやっていないんですね。その点についても日弁連は、被曝量の調査の意見書を出しています。希望者には被曝量の調査をすべきだというものです。なぜかという、今からやっていないと、将来的に発ガンしたとか、発病したという因果関係を立証できないんです。その被曝量の調査を直ちにやるべきだという意見書を出しています。といいますのは、他の原発で働いている人も、たまたま実家か何か親戚が福島原発の近くだったので、事故の後立ち寄って帰って、それで原発で働いている社員ですから、被曝量を調査したら、それが通常より超えていたんですね。ということは、そこに住んでいる住民はみんな超えている可能性があるんですね。つまり、外の放射線量だけで、実際体内被曝をしているかどうかを調査していませんので、それがないと、これまでの裁判例だと、後から何十年後に発ガンした場合に、あのと時の被曝が原因だったと因果関係が立証できなくなるんです。だから、そういうものもあるし、これからの健康管理もありますから、住民が希望したら被曝量の調査をするべきだということは提言しているんですけど、そういうことも含めて、全体的にやはり原発の被害者に対する補償のあり方とか、そういう問題については、まだまだ政府の対応が遅れている。それに対して弁護士会の相談の中から明らかになった住民の声を弁護士会が代弁して提言しているという状況です。

それからあと、被害者の救済については、一人一人が裁判していると大変ですから、それこそさっきのあっせん仲裁機関、ADR機関を、それこそ100個ぐらいのチームをつくって、そこで受け付けるような体制がとれないと、とても対応ができないので、そういう提案を今政府に対してしているところです。できるだけ速やかに、しかも、原発事故はまだ収束していませんので、本当は全部終わってからはじめて損害の額が確定するんですが、それを待っていたら、被害者は、それこそ生活ができない。だから、仮払い、第一次、第二次の仮払いをやりながら、被害者の救済をスムーズにやれる体制づくりを早々にやる必要があるかなと思います。

その辺りの具体的なスキームを今、政府に提案しています。スキームができれば日弁連は全面的に協力して、人を派遣するというのを政府に伝えているんですが、なかなかそ

れを実行するとなると、常に政治の課題になってくるわけです。二重ローンの問題もです。その辺はぜひマスコミのほうも声を上げて、早く政府を動かすようにしてもらいたいと思います。ぜひお力をお貸し願えたらと思います。

(北川議長)

時間もわずかですが、よろしいですか。詳しくは存じ上げないのですが、今、民間企業も売上とか利益と同じほど、トップコミットメントで CSR を盛んにやられて、完全にメカニズムの中に入れられていますね。それでこの無料相談とか、吉永さんの言われたように、ものすごい大きな存在である事件に対して、CSR というのはどうなのでしょう。例えば無料相談に応じられているのか、その都度その都度の対応なのか、弁護士会として CSR を完全とトップマネジメントとして最大の課題にあげているというシステムになっているかどうか、そのあたりはどういうことになっているのでしょうか。

(宇都宮会長)

今までの相談を無料でやっている弁護士の交通費などそういうものについては、1つは日本司法支援センター、法テラスが支援するという、法テラスの事業として支援するという手立てをとっています。そしてそれでカバーされない分は、各地の弁護士会や日弁連が、それは会費を集めているわけですが、それをつぎ込んでいるというような体制をとっている。

それから、具体的な相談になると、われわれは相談される人は被災者ですから、そういった経済的余裕のない人が法的な手続きをする場合は、日本司法支援センターが扶助事件として審査し、援助する体制をとるべきだと。つまり、東日本大震災の災害の被災者が利用する法的な手続は扶助事件にすべきであると。そうすると、被災者としてはさしあたり費用はいらなくて、事件の依頼もできることになる。基本的には法テラスと連携しながら法テラスでカバーできるものはカバーしてもらって、それでカバーできない点は、日弁連や弁護士会で対処するというような対応をとることになっています。

(北川議長)

パーッと一遍に広がったときには、もう少し体系化された CSR で、こういうことをやるんだという、そういうシステムというのがいるのではないかと感じています。われわれは弁護士会のミッションとして CSR はこうあるんだというところまで、ちょっと失礼ですが、まだ体系だっていないのかなという感じがして、よくやられていることは僕は理解しながらも、そういうことがこれから必要になるのではないかと思います。東京電力にもそれがなかった。みんな原子力村でやっちゃったものですから、本当の CSR が広がってなくて、いろんなことが後手後手に回ったのかというのが、これから法人格があるところは、全部そういうことになるのではないかと思うのですが、そのあたりまたご検討いただければと思います。

(フット委員)

原発関連で非常に大きな問題は、信頼できる情報はどこにあるのか分からない、という

ことです。それはマスメディアに対する要望でもあります。弁護士会の方で出来ることはあるのでしょうか。確かに、弁護士の提言の中には、適切な情報公開が重要な課題であるという指摘がありますが、それを実現するために、弁護士会としては意味のある、信頼できる情報を公開させるような活動が可能なのでしょうか。

(宇都宮会長)

われわれはそういう要請を政府等にしているということで、政府がちゃんと責任を持った情報の公開をしてもらえるかどうかですね。

それから、指揮命令体制が、必ずしも一本化していなくて、現場の指揮者と東電の指揮者と原子力保安院と内閣府の原子力安全委員会。それぞればらばらの状況で、こういう国民の生命、安全にかかわる問題だったにもかかわらず、十分な体系になっていなかったのではないかと思います。われわれは政府に対して要求していくしかないと思います。

(清原委員)

実は三鷹市をはじめ、東京都内では、6月現在、自治体の議会が開かれております。圧倒的に震災と原子力発電所に関する質問を議員さんが市長に対してされています。市長も区長も、集まれば原子力発電所の事故に対して、東京都とともにどのように対応するかということで話し合い、動いてきました。その結果、先日、東京都でも今まで東京都の責任でやっていた1か所の空気中の放射線量の測定を、6月15日以降、都民の安全を確保するために、少なくとも都内の100地点で最低1回は測定するという動きになりました。

私は何を申し上げたいかといいますと、国の責任であると思っていた原子力発電所の事故対応ですが、この間の様々な情報不足やあるいは住民の皆様、国民の不安を考えれば、広域自治体や基礎自治体である市町村も、不安払しょくのために何らかの動きをしなければならぬということです。三鷹市でも放射線量の測定器を発注しました。在庫がないのですぐには納入されませんが、それを基礎自治体を実施するような事態に今なっていると考えると、今回地震にかかわる法律相談、大津波にかかわる法律相談に加えて、もう委員の皆様それぞれおっしゃいましたように、原子力発電所事故にかかわる法律相談というよりも、法律課題を日弁連の方が先取りして、こういう課題が出てくるから、こういう立法が必要であるとか、こういう今の法律では対処できないということ、早め早めにいただいて、立法府に働きかけない限り、問題解決ができるような法がないということが、明らかになっていくばかりだと思っますね。司法機関であって、立法機関ではないわけですけれども、私たちのような行政の立場も含めてどんどん国にも都にもいっていますが、ぜひ、今回この法律相談を踏まえて表れてきたものは、いろいろ言っていくというふうに会長おっしゃってくださいましたので、ぜひ迅速な立法に向けて、それが現場の課題を解決するために必要だということで、積極的に活動していただければありがたいと思います。

(宇都宮会長)

これまでに何回も院内集会を開きまして、各党の議員さん呼んでもらって、日弁連の意



見とか相談の中身を明らかにして、政策提言して、非常に議員さんは熱心なんですけれども、なかなかそのとおり動かないのが今の状況です。今後も院内集会は開いていきます。

(清原委員)

引き続きよろしくをお願いします。

(北川議長)

地方自治体は明らかにそういう問題を抱えていると思うんですね。エネルギーは一元的には国だという前提ですけれども、実際に責任を負わされて、本当に政治生命をかけて判断するという事は、いっぱいあると思うんですね。

もう1つは、吉永さんが提起された問題でも、やっぱり民主主義のあり方といいますか、われわれ義務として徴税の義務をちゃんとやるとか、あらゆる法令遵守という義務を負っているわけですが、じゃあ権利は何だったのというような形のものは、これからの新しい時代を今度の原発なり津波は提示したのかなというので、私も清原さんいわれるように、積極的にまたそういう立法の面においても、皆さん方の知見が反映されるようにお願いしたいなというふうに思います。

議題 司法改革の検証について

(北川議長)

残り時間は少しですが、第2の議題として、「司法改革の検証について(法曹養成と法曹人口)」を検討したいと思います。まず、中西事務次長に、ご説明をお願いしたいと思います。

(中西事務次長)

お配りした資料集の110/128ページ、111/128ページをご覧ください。法曹養成に関するフォーラムの開催についての資料でございます。本当は、昨年中に開催される段取りでしたが、諸事情と今回の大震災の影響で延び延びになりまして、ようやく5月に立ち上がって第1回が開催されました。

検討内容としては、111/128ページにありますとおり、(1)で個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方があげられています。これはいわゆる給費制、貸与制問題、司法修習生に対する経済措置の問題です。

(2)が法曹の養成に関する制度の在り方全般的な問題で、この中に法曹人口問題も含まれています。このフォーラムに対応する形で日弁連では、今日お配りした緊急提言のパンフレットをつくっておりますので、そちらをご参照いただけますでしょうか。法曹養成制度は司法改革の中では、司法改革を支える人材への影響ということで1つの大きな柱になっております。われわれが法曹になった当時の司法試験一本で選抜されるという、いわゆる点による選抜から、そういう試験だけでなく、きちんとした専門家養成のシステムをつくるために、法科大学院を中核としたプロセスとしての法曹養成システムをつくったということでした。実際に、法科大学院を終了した者が6,700名います。これは司法修習終了

者ですが、そのうち実際に法曹として登録している人間は裁判官、検察官も含めて 6,500 ぐらいです。

このように多数の法曹が生まれ、この新制度始まる前は、24,000 人ぐらいだった弁護士人口が、今では 30,000 人を超えるような状況になっています。

現在、どういう問題があってこのフォーラムに至っているのかといいますが、この黄色いパンフレットの 4 ページのグラフが一番顕著に示していますが、法科大学院の志願者が激減しておりまして、入試倍率も平均で当初 12 倍以上あったものが、今は 4 倍程度、実際の志願者の数字は 4 分の 1 に、4 万人から 8 千人ぐらいまで減っているというふうに言われております。

それが一番象徴的に、今の法曹養成制度の困難を表しているわけですが、われわれは 3 つ大きな問題があると思っています。1 つは、法科大学院終えた人の司法試験合格率が当初言われていたよりもだいぶ低いという点です。単年度は 25% 程度、4 年以内に 3 回というのを考慮しても、40% 程度という状況になっています。しかも、法科大学院は少人数教育で学費が非常に高いので、法科大学院 3 年間の奨学金の借金で、さらには昨年大きな問題になりました修習生の給費制から貸与制への転換ということで、法曹養成にかかる費用が非常に高い。また、この間の経済的な不況で弁護士の就職も非常に厳しい状況にある。こういった理由から、この法科大学院から進学して法曹になる道は、非常にリスクが大きく、魅力が少ないものになってしまっており、大幅に志願者が減っていると私たちは考えております。

どういふ点を改善していくべきかについては、なんと言っても法科大学院をつくりすぎて司法試験合格率が減っているというのが失敗であったわけなので、法科大学院を、教育体制が整備され学生を受け入れられる人数に統廃合すべきだというのが第 1 点です。第 2 に、司法試験については、3 年で未修者が受かるような、基本的なことを聞いて法曹の資質を試す試験になっておらず、非常に膨大な知識を問う試験になっている面があるのではないかということで、司法試験あり方も検証して見直すべきだと思います。併せて、受験回数制限についても、今の低い合格率のもとで 5 年以内 3 回は厳しすぎるので、当面の間は 5 年以内 5 回に緩和して、受け控えをしなくてよいようにしなければいけません。第 3 に、経済的支援の問題についてです。日本の法曹養成制度は、法科大学院 3 年、司法試験、さらに司法修習 1 年で、5 年くらいの期間がかかりますが、その間の負担がすべて自己負担になっていて、多い人では 1,000 万円近く借金する人がいます。こうした過酷な経済的負担を改める必要があるということで、1 つは、法科大学院への奨学金と授業料減免措置を拡充していく。それから、戦後 60 年以上続いてきた司法修習生に対する給費制を貸与制に改める措置はやめるということを提言として掲げております。また、司法修習と法科大学院教育のミスマッチをなくすために、法曹三者による実務修習開始前の集合修習を実施する等、様々な提言をしております。

本日記られている中に、給費制のパンフレットがあります。それを簡単にご説明いたし

ますと、ご存じのとおり、昨年給費制が廃止されて、貸与制に移行するということが一旦は施行されていたんですが、日弁連等々の働きかけで、国会で再議決をしてもらいまして、1年間延長されて、このフォーラムでその行方が議論されています。8月末までにこの問題については結論を出すことになっています。

それで、この問題については、このパンフレットの2ページ目をご覧くださいと、今の法科大学院で高額の借金を負っている人がいることがわかります。中間値で336万円、平均で418万円という記載がありますが、これで貸与制になって、さらに年間200万円、300万円の負担をかけるというのは、非常に過酷であろうというのがまず第1点です。

それから4ページ目をご覧ください。司法修習というのは、もともと法曹三者が進路を決定する前に、統一的に最高裁の指揮管理の下で、兼職禁止の義務を受けて研修をする。そういう制度です。いわば、公務員や企業の就職後の研修に類似するものですので、そのような性質の修習について、自己負担でやれというのは、非常に問題だろうということで、給費制の廃止に反対しております。

法曹人口についても、今日配られている資料を説明します。緊急提言という白いパンフレットをご覧ください。緊急提言そのものは、今日の綴じた資料の中の114/128ページの中にございます。ご存じのとおり、司法改革では、司法試験の合格者を2010年までに3,000人に増やすことが目標として掲げられました。しかし、既に2010年を過ぎましたが、約2,000人程度の合格者にとどまっているわけです。これは別に政策的に抑制されたわけではなく、司法試験委員会が2,000人程度しか合格レベルを超えた人間がいないと判断したことによります。しかし、この間合格者が2,000名にまで増えたことで、非常に急激な法曹人口の増加があったのも事実です。長年の間合格者が年に約500人だった過去の時代がありますので、現在は毎年約500人ずつ法曹界から引退され、それに対して毎年2,000人増えればその差の1,500人もが純増するわけです。

司法制度改革審議会の意見書では、増えた法曹は全部弁護士や裁判官になるわけではなくて、企業や自治体にも大勢進出して、法の支配が社会全体に行き渡るようにという趣旨で3,000人という数字を掲げたわけです。

ところが、実際にこの10年を見ても、企業や自治体の進出も一部は進んでいるものの、弁護士の急増に見合った進出の仕方では到底ないことが明らかになっております。そこで今回のフォーラムでも、法曹の職域拡大をどうするかというのが大きな問題になっています。弁護士人口が増えれば自然に企業や自治体に弁護士が進出できるわけではないため、ほとんどが弁護士登録しようとして就職難の問題が起きているので、全国の弁護士会からは、到底こういった急激な増加については賛成できないという声が多数になっています。この白い緊急提言のパンフレットの一番の最後のページに、合格者数と法曹人口の総人口というグラフがありますが、この中で司法改革で掲げた5万人の目標を達成するのはいつかという試算が一応ありまして、現在の2,000人のまま推移したとしても平成34年には5万人に達成する、3,000人の場合には平成29年、1,500人の場合には平成39年という

ようにそう大きな違いはなく、5万人の達成はできるわけなので、増加そのものは弁護士会としては司法の役割を拡大するという意味で支持するけれども、今の急激な増加ペースについては少し見直す必要があるのではないかと考えている次第であります。説明は以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。本日、私どもの与えられた時間は5時までにはなっておりません。今、中西次長から少しご説明をいただいたのですが、こちらはいろいろと問題提起をさせていただいたので、委員それぞれでご勉強いただいて、また次回に扱うということでもよろしいでしょうか。

(中西事務次長)

今、何か質問があれば承りますが、いかがでしょうか。

(中川委員)

1つだけ質問をよろしいでしょうか。この状況は非常によくわかるのですが、日弁連としての基本的スタンスというのがよく見えないので、そここのところをもう一回ご説明いただきたいと思います。つまり、じわじわ増えていくのは仕方がないとおっしゃっているのか、それとも、もう数はこの辺で打ち止めにして、質の向上、要するに、職域というものをどのようにお考えになっていて、それとの関連で将来的な人数をどれぐらい考えて、それに該当する法曹の質というものをどういうふうに考えているのかという、この基本的なところをもう一度きちんと出していただけますでしょうか。今のご説明ですと、段階的に増えていくのは受忍しましょう、職域拡大について努力しましょうと、これが非常に曖昧で、それが今までうまくいっていないわけですから、うまくいっていないものをそのまま続けようというふうにも見えてしまうわけです。ですから、日弁連としての基本的なスタンスというものをもう一度わかるようにご説明いただきたいと思います。

(豊副議長)

10年前の司法制度改革の議論でも同じように法曹の質が低下する懸念があるから増員はおかしいという議論がありました。それに対して、これから求められる法曹の質はまた違うものだという日弁連からの反論もあって、増員が必要ということになったと理解しています。現在の日弁連が求めている法曹の質というのは一体どういうものかというのをぜひ次回の会合の際に聞かせていただければと思います。

(中西事務次長)

簡単にご説明しますと、最初のご質問については、社会の隅々までの法の支配が及ぶように弁護士を増やしていかなければならない、裁判官も検察官も増やしていかなければならないと考えております。実際に被疑者国選、法テラス、ひまわり基金法律事務所などによって弁護士が司法過疎を解消していくようにずっと努力してきてはいるんですね。

ただ、実際この間の増え方を見ると、先ほど言いましたように、年々1,500人の純増に見合った職域拡大は今のところうまくできていない。それをもう少しうまくできるよ

な手段はないかということも、今回のフォーラムで議論したいということです。

(中川委員)

ですから、今のお話ですと、職域に見合う人数にしようというように聞こえるんですが、それも何かおかしな話のように感じます。理念と現実とが何かごちゃごちゃになって、現実はこちらだから、こういうふうにはせざるを得ないというようにしか見えません。それは1つのやり方だと思います。それはそれでもいいと思いますが、社会的インフラ、社会の医師というような大きな理念でそういうものを生活に浸透させていこうという理念があったわけですね。一方では職域が狭いから、それに見合った人に限定していきましようという現実もある。

(中西事務次長)

職域を広げる努力はしなければいけないと思っています。法科大学院の段階からかなり予算補助して養成しているのだから、修習を終えた人がきちんと社会の中で活躍できる場を与えられなければならない。現状だと、せっかく修習を終えても活躍の場を与えられない人が出ていて、それをいろいろ努力して採用をすすめているわけなので、そういう意味で増加のペースが急激すぎるのではないかという問題提起をしております。

(北川議長)

今回フォーラムが始まりましたよね。10年前に司法改革があって、数を増やそうとかいろんなことがあったでしょう。それを一度総括検証して、そして今度のフォーラムに対して日弁連がどのような姿勢で臨まれるのかという、哲学と申しますか。例えば増えすぎたら困るね、だからどうしようという議論もあっていいと思うんですが、逆に言ったらこういう国家をつくっていくんだ、法の支配が行われるグローバルな社会に対して、本当にM&Aなんていうのは、これ勝手に企業同士でやられて、海外と競争ができるのかとか、あるいは過密過疎になって、過疎のところへ、弁護士さんがいないということを狙って、悪徳商法がいっぱい出ているとか、じゃあこれを公共インフラとしてどう見るのかとか、そういうこともあわせてお考えいただくということが必要かなと感じています。司法改革審議会の意見書から10年が経つので、われわれもそういうことで客観的に検証させていただいて、この次の日弁連としてはどういう手法がいいんだということを考えていくということになりますでしょうか。

(中川委員)

私もフットさんもそうですけれども、現場におりますので、本当に生徒が苦しんでいるのがわかるんですね。だからそういうのを見ていますと、やはりこの法科大学院、法曹人口問題というのは、こういう方向で行くんだ、日弁連もこのように言っている、政府もこう言っているということ、やっぱりビジョンとして見せてあげないと、本当にこれは気の毒だという思いが強くあるものですから、この問題はむしろ理念とか何とかじゃなくて、本当に現実の問題点を直視して、そこを避けちゃいけないと思うんですね。就職の職域拡大といっても、そんなもの急激にできないならできないといったほうがいいと思う

んです。だから、理念と現実との二枚舌をやめて、本当に現実に沿った政策は何かという、そういうスタンスで考えていかなければいけない問題だと思うんです。あまりにも理念的すぎたんですね、最初の設計図が。国民が望んでいるかという、本当に医師と同じようにというところまで、まだ意識も行っていなかった。要するに上から目線の設計図だったような気がするんです。だから、そこを一度修正する。もっと現実的な設計図に改めていくという意識が私は必要じゃないかというふうに思っております、そういうものを関係者が一生懸命考えてほしいし、そこに国民の声も入れていくべきではないかと。やっぱりフォーラムなんか見ていると、まだ法曹三者といいますか、上のほうのというか、利用者を離れたフォーラムになっていますから、そこが非常に気になるんですね。

(北川議長)

中川委員にご指摘いただいたことなど、これこそが私どもの考える仕事かなと思いますので、司法改革が是か非かとか、あるいはこういう点がよかったとかと、こういうことも次回いろいろご指摘あったようなことも踏まえて、次回に検討するというところでよろしゅうございますか。さらに震災のことも未解決ですので、これも議題として次回に残るんだらうと思います。

(長見委員)

阪神・淡路大震災のときから、今回までにどれだけの災害時の法が整備され、整備されなかったのかというのを検証させていただきたいんですね。というのは、やはりせっかく海外から医療のドクターが来ても、日本の免許がないから何もできなかったとか、それはどこまで進んでいたのかとか、その辺の何が整備され、何が整備されなかったかという、ここを急がないと、また災害はやってくると思いますので、次回ぜひ取り上げていただきたい。

議題 第31回市民会議日程について

(北川議長)

わかりました。事務局とも打ち合わせして、そこ取り上げるようにさせていただきたいと思います。あとよろしいでしょうか。

それでは次回は9月8日が9名の委員の方の出席可能ということでお聞きしておりますので、9月8日、時間は10時から12時の間で開催させていただきたいと思います。

6.閉会

(北川議長)

予定されていた議題の審議は終了しておりませんが、次回にまた引き続いて検討することをご了解をいただきまして、本日の第30回日弁連市民会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。(了)